

学生インターン事業（協働型課題解決ワークショップ）実施要綱

4 公東観地事第 1517 号

令和 5 年 2 月 2 7 日

5 公東観地事第 1657 号

令和 6 年 1 月 2 9 日改正

（要綱の目的）

第 1 この要綱は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が行う、都内観光協会等（以下「協会等」という。）と関東圏の大学又は専門学校（以下「大学等」という。）に所属するゼミナール又は授業の一環として本事業に参加を希望するグループ（以下「ゼミ」という。）による学生インターンシップ（協働型課題解決ワークショップ）制度（以下「ワークショップ」という。）に関して、基本的な事項を定める。

なお、「協会等」とは、地域の観光産業の振興を図る事業を実施する団体で、かつ、東京都内の区市町村又は東京都との連携の下に設立された団体をいう。

（事業の実施目的）

第 2 都内の協会等が抱える課題解決に向けて、協会等とゼミが協働でワークショップを実施することで、新たな視点を取り入れた地域の取組を推進するとともに、地域への理解促進や将来の地域活性化の担い手を育成することを目的として実施する。

（事業の実施手続等）

第 3 協会等及びゼミは、別途財団が定める学生インターン事業（協働型課題解決ワークショップ）募集要領に従い、参加手続きを行うものとする。

2 財団は、ワークショップの相手先となる協会等に協議のうえゼミの参加の可否を決定し、協会等及びゼミに通知する。

3 財団はワークショップを実施する場合は、事前に、大学等と別記様式 1 の協定書（以下「協定書」という。）により協定を締結する。

4 協会等及びゼミは、本要綱の規定を遵守し、財団に対して、別記様式 2 又は別記様式 3 の誓約書（以下「誓約書」という。）を事前に提出しなければならない。

（報酬及び費用弁償等）

第 4 財団は、ゼミ及びワークショップに参加するゼミの学生（以下「ゼミ学生」という。）に対して賃金、報酬及び手当等その他の一切の金品を支給しない。ただし、ワークショップの実施にかかる交通費等の旅費及び財団が必要と認める経費の一部又は全部をゼミに対して支給することができることとし、詳細については別途定める。

(ワークショップ中における事故責任等)

第5 大学等又はゼミは、ワークショップ期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、ワークショップ中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 ゼミ学生が、故意又は過失により協定書又は誓約書の規定に反する行為を行ったときは、大学等及びゼミは、これにより協会等及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

(ワークショップを変更又は中止する場合)

第6 財団は、協会等又はゼミ及びゼミ学生が、協定書又は誓約書の規定に反する行為を行ったときは、ワークショップを変更又は中止することができる。この場合、財団は協会等、大学等及びゼミにその旨通知するものとする。

2 財団は、天変地異、その他政治状況の劇的な変化等があったときは、ワークショップを変更又は中止することができる。この場合、財団は協会等、大学等及びゼミにその旨通知するものとする。

(ワークショップの証明)

第7 財団は、協会等、大学等又はゼミが、ワークショップの実施内容について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(個人情報の取扱)

第8 財団は、法令等に定めのある場合を除き、ゼミ学生の個人情報等、本事業の過程で収集した個人情報について、本人の同意なく本事業の目的以外には使用せず、第三者提供を行わない。

2 財団は、前項により収集した個人情報の管理については万全を期す。また、ワークショップ終了後、本事業運営上保有の必要がなくなった時点で速やかに個人情報の破棄を行う。

(その他別に定める事項)

第9 この要綱に定めるもののほか、ワークショップに関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月13日から施行する。